# 明和町人事行政の運営等の状況について

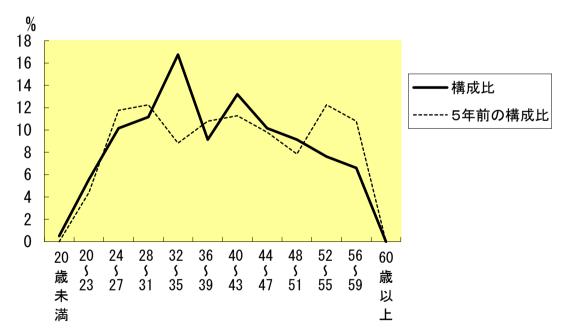
## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

	$\overline{}$	区 分	職	数	対前年	主 な 増 減 理 由
部	門		令和2年	令和3年	増減数	土な境機生田
		議会	2	2	0	
		総務	27	27	0	
		税務	13	12	$\triangle$ 1	退職不補充
	般	農林水産	7	7	0	
<del>)(;</del>	行	商工	3	3	0	
八五	政	土木	13	14	1	業務内容の充実
地	部	民生	63	58	$\triangle$ 5	幼稚園教諭補充のため
普通会計	門門	衛生	17	16	$\triangle$ 1	環境業務の見直し
部	1 1	計	145	139	$\triangle$ 6	<参考>
門門						人口10,000人当たり職員数 60.22 人
F'7						(類似団体の人口10,000人当たり職員数 51.74 人)
		教育部門	43	44	1	業務内容の充実
		小 計	188	183	△ 5	
						人口10,000人当たり職員数 79.28 人
						(類似団体の人口10,000人当たり職員数 65.84 人)
公営	水道		5	5	0	
	下水		3	3	0	
企会	その	他	6	6	0	
業計						
等部門		小 計	14	14	0	
_ ,	合	計	202	197	△ 5	
	Ц	н	202	101		<b>&lt;参考&gt;</b>
(20)		* - W. ) - 60.1	[ 244 ]	[ 244 ]	[ 0 ]	人口10,000人当たり職員数 85.34 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2)年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
		}	}	}	>	>	}	>	>	>	}		計
分	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
員数	1	11	20	22	33	18	26	20	18	15	13	0	197

#### (3) 職員数の推移

(単位:人 · %)

	<b>三</b> 分	H28	H29	H30	H31	R2	R3	過去5年間
部 門								の増減数 (率)
一般行政	職員数	145	150	151	150	145	139	26 (17.9%)
教 育	職員数	45	46	45	39	43	44	△ 1 (△ 2.2%)
普通会計	職員数	190	196	196	189	188	183	△ 7 (△ 3.7%)
公営企業等会計	職員数	14	15	16	15	14	14	0 (0.0%)
計	職員数	204	211	212	204	202	197	△ 7 (△ 3.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

### (4) 職員の採用状況

令和3年4月1日の職員の新規採用の状況は次の通りです。

職種		採用人数					
400 7里	男	女	計				
事務職員 (一般枠)	3人	3人	6人				
保育士兼幼稚園教諭	0人	2人	2人				
清掃職員	1人	0人	1人				

#### (5) 職員の退職状況

令和3年度の職員の退職の状況は次の通りです。

職種	退職人数					
400 1里	定年退職	早期退職	普通退職			
事務職員	0人	2人	1人			
土木職員	0人	0人	2人			
保健師	0人	2人	0人			
保育士兼幼稚園教諭	0人	0人	3人			
調理師	0人	0人	1人			

### 2 職員の人事評価の状況

町では、平成28年度から人事評価制度を導入して、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙 げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うと ともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的として取り組んでいます。 個々の職員に期待する行動や能力に比べて、実際の行動や能力の発揮度が十分であるかを評価する「能力評価」と施策や業務の施行上の目標を明確にした上で、目標の達成状況及びその他の仕事が十分なものであったか

を評価する「業績評価」により実施しています。

### 3 職員の給与の状況

### (1) 総括

### (a) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和3年1月1日)	A		В	B/A	令和元年度の人件費率
令和2年度	人	千円	千円	千円	%	%
	23, 083	13, 471, 124	810, 475	1, 816, 745	13.5	12.9

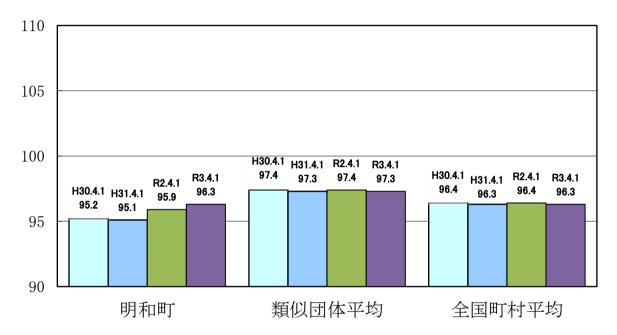
### (b) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給	給 与				
		給 料 職員手当 期末・勤勉手当			計		
	A				В		
令和2年度	人	千円	千円	千円	千円		
	202	608, 617	79, 534	237, 911	926, 062		

(参考) 一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費	一人当たり給与費
B/A	
千円	千円
4, 584	4, 932

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

### (c) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (d) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%の引き下げ。激変緩和処置として、3年間(平成30年3月31日まで)の経過処置(現給保障)を実施します。

### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準無支給地に対し、明和町においても無支給とする (実施時期) 平成27年4月1日より実施。

#### (参考)

	平成26 年度の		7年度 合割合	平成28 年度の	平成29 年度の	平成30 年度の	平成31 年度の	令和2 年度の	令和3 年度の
	支給割合	4月1日 時点	遡及改 正後	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
明和町の支給割合	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

## ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

### (2) 給与の状況

## (a) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
明和町	39.8 歳	298, 589 円	346, 935 円	320,941 円	
三重県	44.3 歳	336,800 円	434, 534 円	375, 895 円	
国	43.0 歳	325,827 円	_	407, 153 円	
類似団体	41.3 歳	304, 463 円	371,025 円	338, 405 円	

### ②技能労務職

			公務	Ę	民間			参考	
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B
	十均平町	10000000000000000000000000000000000000	干均和作力領	(A)	(国比較ペース)	の類似職種	十均十町	(B)	A/ D
明和町	_	_	_	_	_	_	_	_	_
うち調理師	47.6歳	3 人	288,967 円	286, 360 円	283,880 円	調理師	42.0歳	273,600 円	104.66%
うち用務員	*	1 人	*	*	*	用務員	50.3歳	235, 200 円	*
うち学校給食員	43.1歳	8 人	273, 225 円	292, 167 円	289,650 円	調理師	42.0歳	273,600 円	106. 79%
うち清掃職員	49.8歳	5 人	299, 480 円	323,500 円	320,180 円	廃棄物処理業	46.6歳	304,600 円	106. 20%
三重県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
国	50.9歳	2,201人	286,947 円	_	328,603 円	_			_
類似団体	51.5歳	8 人	296, 210 円	324,948 円	314,351 円	_	_	_	_

		参考				
区分	年収ベース(試算値)の比較					
	公務員	民間	C/D			
	(C)	(D)	C/D			
明和町	_	_	_			
うち調理員	4,620,998 円	3,553,900 円	130.03%			
うち用務員	* 円	3, 186, 100 円	*			
うち学校給食員	4,770,339 円	3,553,900 円	134. 23%			
うち清掃職員	5,451,172 円	4,236,800 円	128.66%			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30年~令和2年の3ヶ年平均) ※技能公務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。 ※職員数が1人の場合は、\*としています。

#### ③幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
明和町	40.0 歳	308, 356 円	303, 281 円
三重県	42.0 歳	359,900 円	409, 977 円
類似団体	39.5 歳	284,762 円	318,909 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職員ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手 当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改 定・臨時特例法による給与減額処置がないとした場合の値(減額前)である。

### (b) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区	分	明和町	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	171,700 円	189, 200 円	182, 200 円
	高 校 卒	150,600 円	154, 900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600 円	— 円	— 円
	中 学 卒	146, 100 円	— 円	— 円

### (c) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区		分		経験年数 10年以上~15年5	未満	経験年数 15年以上~20年	未満	経験年数 20年以上~25年	未満	経験年数 25年以上~30年	未満
一般行政職	大	学	卒	263, 960	円	328, 300	円	352, 829	円	368, 400	円
	高	校	卒	251, 267	円	235, 850	円	333, 125	円	356, 200	円
技能労務職	高	校	卒	_	円	_	円		円	_	円
	中	学	卒	_	円	238, 780	円	268, 900	円	297, 534	円

## (3) 手当の状況

(a) 期末手当·勤勉手当

(4) /91/15 1 3/1/20 1 3	ī			
明和町	三重県	玉		
1人当たり平均支給額(令和2年度)	1人当たり平均支給額(令和2年度)	_		
1,392 千円	1,677 千円			
(令和2年度支給割合)	(令和2年度支給割合)	(令和2年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分		
(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
役職加算 5~10%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%		
管理職加算 15%	管理職加算 15~25%	管理職加算 10~25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。 公営企業を含む

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

	令和3年度中における運用	管理	職員	— 般	職員
1	′ 人事評価を活用している	(		(	)
	活用している成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0		0	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)		0		0
L	1 人事評価を実施していない				
	活用予定次期				

## (b) 退職手当(令和3年4月1日現在)

(D)	<u> </u>	
	明和町	国
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.270750 月分	勤続25年 28.0395 月分33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709000 月分	勤続 3 5 年 39.7575 月分 47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分 47.709000 月分	最高限度額 47.7090 月分 47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別処置(2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特別処置(2%~45%加算)
1人当たり平均支給額	質 2,567 千円 18,840 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (c) 地域手当(令和3年4月1日現在)

古於宝績		0	千円				
<b>大</b> 和天順	(令和2年度決算)			0	1 17		
支給職員1人当たり平		0	円				
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	国の制度(	支給率)		
明和町	0 %		0 人		0 %		
	%		人		%		
地域手当補正後ラスパイ (ラスパイレス指数)	地域手当補正後ラスパイレス指数						

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地域公務員の 給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前にラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)

## (d) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

(-) (-)	4424 4 1 (1: 10: 1 = 24 = 1:	<i></i>				
支給実績(令和2	2年度決算)			0 千	円	
支給職員1人当7	たり平均支給年額(令和2年度決算	)			0	円
職員全体に占める	る手当支給職員の割合(令和2年度	)			0.0	%
手当の種類(手	当数)		2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対	象業務	支給実績	左記職員に対	する
				(令和2年度決算)	支給単価	i
防疫作業手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病防疫美	<b>Ě務</b>	0 千円	日額400円以	以内
危険作業手当	災害応急対策業務等に従事する職員 災害応急対策			0 千円	日額500円以	以内

### (e) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	令	和	2	年	度	決	算	)	40,370 千円
職員	1	人当	たり	平均	匀支	給年	額	(令	和 2	年度	決算	〕	221 千円
支	給	実	績	(	令	和	元	年	度	決	算	)	36,190 千円
職員	1	人当	たり	平均	匀支;	給年	額	(令	和元	年度	決算	〕	197 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。 (f) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・父母等 6,500円 16~22歳までの子がいる場合 5,000円 加算	同	_	16, 933 千円	241,896 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超え るものにつき支給 最高額 28,000円	冏	_	9, 209 千円	255,806 円
通勤手当	・公共交通機関利用者運賃等相当額(定期券等)支給限度額55,000円・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて2,000円~31,600円	同	_	7,375 千円	45,809 円
管理職手当	課長=月額×12% 園長=月額×10%	異	国は定額化	10,266 千円	540,326 円

<sup>(</sup>注) 公営企業を含む

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間・休憩時間の状況(令和3年4月1日現在)

勤務	時間	休憩時間	閉庁日
始業	終業	1/12217月	31), 1 □
			土曜日
午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時	国民の祝日に関する法律に規定する休日
			12月29日から翌年1月3日

## (2) 休暇制度の導入状況

休暇名	期間
年次有給休暇	暦年あたり20日
病気休暇	90日以内
公民権の行使	必要と認められる期間
証人等としての官公署等への出頭	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年につき5日まで
結婚する場合の休暇	連続する5日以内(週休日等を含む)
産前休暇	最大8週間まで(多胎妊娠は14週間以内)
産後休暇	産後8週間
育児時間	1日2回(1回につき30分以内)
妻の出産	最大2日間まで
育児参加休暇	最大5日間まで
子の看護のための休暇	1年につき5日まで
短期の介護休暇	1年につき5日まで

休暇名	期間
忌引	最大7日間まで(親族関係に応じて付与)
父母の祭事 (法要)	1日の範囲内
夏季休暇	原則連続する5日 (原則7~9月期付与)
災害等による職員の住居の災害復旧	必要と認められる期間
災害等による通勤困難	必要と認められる期間
災害等による通勤時危険回避	必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上6ヵ月以内
介護時間	1日2時間以内(連続する3年の期間内)
出生サポート休暇	最大5日間まで

### (3) 年次有給休暇の取得状況(令和3年)

(2) のとおり、職員には1年あたり20日間の年次有給休暇が付与され、残日数がある場合、20日間を限度として翌年に繰り越すことができる。

令和3年における、職員一人当たりの年次有給休暇取得日数は次のとおりである。

平均取得日数	8.5日
消化率	22.10%

### 5 職員の休業に関する状況(令和3年度)

区分	合計		
	男	女	
育児休業	1人	14人	
部分休業	0人	3人	
介護休業	0人	0人	

### 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(人)

	免職	停職	減給	戒告	休職	合計	備考
町長部局	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	

### 7 職員の服務の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条に基づき、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しており、条例の定めるところにより、服務の宣誓を実施している。

### 8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、明和町職員の退職管理に関する条例(平成28年3月条例第5号)及び明和町職員の退職管理に関する規則(平成28年3月規則第10号)を定め、元職員による契約事務等の働きかけの禁止や再就職情報の届出など、必要な措置を講じています。

## 9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況(令和3年度)

研修名(主なもの)	主催者	受講者数(人)	対象職員
ワンステップ研修	三重県市町総合事務組合	6	新規採用職員
ツーステップ研修	三重県市町総合事務組合	8	採用後3・4年目の職員
スリーステップ研修	三重県市町総合事務組合	4	採用後6年目の職員
マネージャー研修	三重県市町総合事務組合	6	係長級職員
リーダー研修	三重県市町総合事務組合	2	課長級職員
メンタルヘルス研修	明和町	178	全職員

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康管理事業の状況(令和3年度)

衛生委員会	4月~3月
職員定期健康診断	8月
人間ドック受診	4月~3月
ストレスチェック	9月

### (2) 三重県市町職員互助会への加入状況

事業の内容(令和2年度)			
福利厚生事業	給付事業、法律相談、職場研修助成、メンタルヘルス事業など		
公益事業	地域振興助成、災害対策事業助成		
会員数	204名		
負担金	給料月額の4/1000		
負担金の決算額: 2,891千円 (1人あたりの負担金額 14,169円 )			

### (3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、三重県市町村職員共済組合(一部の職員のみ公立学校共済組合)が、公務災害補償については地方公務員災害補償基金がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

### 11 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、「三重県市町公平委員会」として三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合と共同設置をしています。

- 三重県市町公平委員会で処理する事務の主な内容は次のとおりです。
- ○職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を取ること。
- ○職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決または決定をすること。